

参考資料(4) 委員会としての判断に対する反対意見一覧表

事案	共産党市議団・市民フォーラム	市民の声・鶴岡
1. 平成29年10月9日に支援者と皆川市長との間で行われた100万円の授受について (尋問番号1(1)(2)関連)		特になし。記載する意味がない。削除すべきと考える。
2. 100万円授受後の支援者とのやり取りについて(当日の電話) (尋問番号1(3)関連)	<p>●P1、12行目 支援者の証言は、新聞等で報じられた当初から一貫しており、具体的で信憑性が高い。としているが記録No27(令和2年6月22日付け)の支援者本人自らから [REDACTED] 氏宛の手紙には「[REDACTED] [REDACTED]」と記載してあり支援者の証言は一貫性に欠けるため、信憑性は低い。</p> <p>●P1、21行目 <u>これまでの発言から一転して</u>としているが「記憶はない」「事実ではない」と説明している中で、手紙の存在により信憑性の高い説明に至ったものである。</p> <p>●P2、4行目 この手紙にある(中略)「記載する方法と記載しない方法がある」旨の会話がなかったという証拠にはならないとあるが会話がなかった証拠を見つけることは悪魔の証明であり、困難なため記載するべきではない。また、記載するならば、「記載する方法と記載しない方法がある」旨の会話があったとする、客観的な証拠を示すべきである。</p> <p>●P2、8行目 皆川氏の証言は、変遷しており、支援者の証言と非核すると信憑性に欠ける。とあるが記録No27により支援者も記載のとおりであり、信憑性は皆川氏にある。</p> <p>●P2、判断11行目 委員会(中略)100万円が収支報告書に不記載になったと判断する。としているが、理由については確認できていないため記載すべきではない。</p>	<p>100万円の授受後の支援者とのやり取りについて。電話の市長の発言について「政治献金として後援会に入れるのか、個人へのものとしていいのか」と「記載する方法と記載しない方法があるけれども、どちらにしましょうか」について、事実認定が問われることとなった。支援者から市長の後援会長に対する手紙において「[REDACTED] [REDACTED]」</p> <p>とある。これは、支援者が捉えた市長の発言そのものがある。この物証としての手紙は、大変強い証拠となると考え得る。したがって、「政治献金として後援会にいれるのか、個人へのものとしていいのか」市長は支援者に尋ねた事を事実として認定すべきである。</p> <p>今の状況は物証があるAという事実を多数決でBとする、事実認定であり、絶対に認められない。より精査すべきとする法的助言者の発言も無視して強引に多数決での判断を良しとした委員長の姿勢は常軌を逸しており、私は不信任案を提出した。</p> <p>多数決による事実認定で事実を歪曲し、「記載しない方法がある」と市長が支援者に促したことにして、多数決であたかも犯罪の強要をしたように捉えることを良しとするとは許されない暴挙であり言語道断である。私は多数決による誤った事実認定に対して断固反対する。</p>
3. 100万円授受後の支援者とのやり取りについて(領収証) (尋問番号1(4)関連)	●P3、判断9行目 <u>不適切な行為であったと判断する</u> (追加)が支援者もまた領収書の発行を求めるべきだった。	領収書について 政治資金規正法などに、領収書の発行の義務付けはなく任意である。従って全く問題はない。罪のでっちあげは慎むべきである。
4. 平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に関する会計帳簿の備付及び記載について (尋問番号2(1)関連)	●P4、判断16行目 公職選挙法185条違反といえる。とあるが公職選挙施行規則第30号様式に準じた会計帳簿は作成せず、公職選挙規則第31号様式に記載しているため、公職選挙法185条違反しているとはいきれない。	会計帳簿の備え付け及び記載について 「出納簿」の作成はしていなかったが、後の修正の際に出納簿を復元している。その根拠となる「出納簿」に準じたメモ、記録があったことが推定される。また、そもそも収支報告書は提出されており、それは「出納簿」と実質的に同様の形式である。 公職選挙法第185条 会計帳簿の備付及び記載について規定があるものの、帳簿の届け出義務はなく、実際は「任意」扱いであるのが実態である。判例として185条違反として訴えられたり罰せられたりしたケースは明確に認められない。罪のでっちあげやなすり付けは慎むべきである。
5. 支援者から受け取った100万円についての出納責任者への伝達について (尋問番号2(2)関連)	●P5、判断11行目 皆川市長は平成29年10月9日に元支援者から受け取った100万円に関して、記録No27の手紙の中で「[REDACTED]」と記載しており、選挙運動に関する寄附との認識が明確になっていないため、公職選挙法第186条違反には当たらない。なぜなら私人としての経済活動や家計についてまで規正の対象とすることはプライバシー保護などの面において適当ではないとしている。(政治資金制度研究「実務と研修のためのわかりやすい政治資金規	100万円の出納責任者への伝達について 支援者は、市長の後援会長宛の手紙の中に、「[REDACTED] [REDACTED]」と記載している。この「個人への寄附」という捉え方として、「実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法」(第二次改訂版 ぎょうせい)に次のようにある。 公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附を全て規正の

参考資料(4) 委員会としての判断に対する反対意見一覧表

事案	共産党市議団・市民フォーラム	市民の声・鶴岡
	正法第二次改訂版」)	対象とするのではなく、その政治活動（選挙運動を含む。）に関してされるもののみが規正の対象となる。これは、公職の候補者においては、公職の候補者としての側面と私人としての側面を合わせて有しているが、私人としての経済活動や家計についてまで規正の対象とすることは、プライバシー保護などの面において適当でないからです。 手紙に記載の寄附者の言動「[REDACTED]」を踏まえると、私人としての経済活動への寄附として、みなされる可能性があるのではないかと思料する。寄附を受けたが、支援者の回答により、後援会や選挙費用として伝達することをためらった時間があったのではないか。と思料する。 この規正法上の問題はなかった。と捉える。
6. 支援者から受け取った 100 万円を出納責任者に渡したのかどうかについて (尋問番号 2 (3) 関連)	●P6、判断 5 行目 <u>100 万円を市長が出納責任者に渡した事実は確認できなかった</u> としているが協議が済んでいため明記するべきではない。また、訂正された選挙運動収支報告書では、寄附された 100 万円は選挙運動の収入として記載されていることから、100 万円は市長から出納責任者に渡されたと解するのが妥当と考える。	100 万円を渡したかどうか 皆川市長は 10 月 10 日に出納責任者に「100 万円を渡した」と断定し証言しているが、それに対し、出納責任者の証言は受け取った「記憶がない」としており曖昧である。証言として市長の証言の方が強く、事実と判断できる。又、市長は収支報告書を修正したが、100 万円渡していないとすればつじつまが合わなくなる。新政・公明の「渡していない」論拠は確認できず認められない。
7. 支援者から渡された 100 万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について (尋問番号 3 (1) 関連)	●P7、判断 1 行目 <u>皆川市長は</u> とあるが主語は出納責任者はとなる。 ●P7、判断 6 行目 <u>記載しなかった</u> とあるが出納責任者は選挙運動に関する寄附があったことを知らなかつたため記載できなかつた。 ●P8、判断 8 行目 <u>明細書の提出を出納責任者に行わなかつたことは第 186 条違反といえる。</u> とあるが 100 万円が何に対する寄附か種別等に認識違いがあり、第 186 条違反とはいきれない。	収支報告書への不記載について 不記載については市長自ら非を認めては、いる。しかしながら、支援者は市長の後援会長への手紙の中で「[REDACTED]」とある。 この「個人への寄附」という捉え方として、 公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附を全て規正の対象とするのではなく、その政治活動（選挙運動を含む。）に関してされるもののみが規正の対象となる。これは、公職の候補者においては、公職の候補者としての側面と私人としての側面を合わせて有しているが、私人としての経済活動や家計についてまで規正の対象とすることはプライバシー保護などの面において適当でないからである。【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』】 手紙に記載の寄附者の言動からすれば、私人としての経済活動への寄附として見なされる可能性がある。「名前を出したくない寄附者の思いを汲んだ」故の不記載ではなかつたか。と考える。一方的に罪の決めつけは問題がある。
8. 収支報告書不記載について支援者から適正処理を促された事実について (尋問番号 3 (2) 関連)	●P9、 支援者は証言で「私が報告書の訂正を求めたという事実はありません」(第 10 回会議録 P17)「彼には一途な気持ちでアドバイスをしたという一つの証拠であって、訂正を求めたかどうかというそういう次元の問題ではありません」(第 10 回 100 条調査特別委員会会議録 P46 より)との証言を踏まえると 100 万円の記載について適切な対応を促す事実があったとは確認できない。	不記載について支援者から適正処理を促された事実について 事実認定の根拠として、支援者から市長への手紙の内容に「収支報告書への不記載に対し、記載を明確に促した」という内容の記載は確認できない。新聞報道にあった、「不記載を記載すべし」と訂正を促した事実はなかつた。とすべきである。議員全員協議会の際「不記載を記載すべし」と促された事実についての質問に対して、市長答弁は一貫して「記憶がない」だった。一貫して「不記載を記載すべし」とする促しはなかつたものと思料する。手紙には「[REDACTED]」としか書いておらず、「記載を明確に促した」とは捉えられない手紙の内容に対し、これも(2)と同様、多数決で論拠不十分な中で論理飛躍の解釈をして「記載について適切な対応を求めた」という事実にすることは歪曲した事実認定であり断じて許されない。事実認定を多数決で決めた委員長の姿勢に再度断固抗議する。支援者から適正処理を促された事実はないと事実認定し、問題がないとすることが正道である。
9. 令和 3 年 8 月 28 日に皆川市長	●P10、判断 10 行目	支援者の要求が強く、もらってはならないとの判断があつたのではないかと思料される。

参考資料 (4) 委員会としての判断に対する反対意見一覧表

参考資料(4) 委員会としての判断に対する反対意見一覧表

事案	共産党市議団・市民フォーラム	市民の声・鶴岡
	万円の所有者が明確でない中で、市長の行為が公職選挙法第199条2に抵触する疑いを記載するのであれば、置いていったものを自分の物として「寄附として受け止めている」支援者の、窃盗罪や遺失物横領罪の可能性も追記るべきである。	
11. 皆川市長が支援者に100万円を渡しに行った日の皆川市長と支援者とのやり取りについて（尋問番号4(3)関連）	● P13、判断7行目 <u>皆川市長の「訂正・公表しない」という強い意思があったと判断する。</u> としているが明確な意思は確認していないため削除すべきである。	新政・公明の「支援者は真実を堂々と説明するように促す手紙を市長宅に届け」から「収支報告書を訂正することはなかった」となっているが、その手紙には「収支報告書への記載や訂正」を明確に述べた記述はない。論理飛躍があり認められない。
12. 100万円授受後の支援者とのやり取りについて（支援者の政策要求）	● P14、判断18行目 <u>その結果（中略）100万円を支援者に渡す理由にはならないと判断する。</u> としているが、証人尋問（第10回会議録P14）支援者の「私は政策的な提案をしてきました。（中略）実現されることはありませんでした」（第13回会議録P16）皆川市長は「一般的に言うとですね、相当強い表現であります。（中略）非常に強い言葉であります」とあり100万円を返金する理由と成り得る。	支援者から市長への手紙 2021年5月18日には、以下のようにある [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] この手紙は物証として「常軌を逸した相当強い要求が行われたこと」を実証している。 市長は「公正な市政を維持するために返金し、今後への影響をなくしたいとも考えた」と議員全員協議会の場で説明し、証人尋問の際にも証言をした。それはそのまま、返金の理由として捉えるべきである。
13. 令和3年12月23日の収支報告書の1回目の訂正について（尋問番号5(1)(2)関連）	● P16、判断7行目 <u>よって皆川市長は新たな公職選挙法185条違反を行ったことになる。</u> となるが、主語は、「出納責任者は」となる。 ● P16、判断15行目 <u>そこに出納責任者の意思はなく、皆川市長の主導により訂正を行ったことになり問題があった部分は、憶測に基づくものであるため削除すべきである。</u>	新政・公明論 「会計帳簿は作成されておらず、会計帳簿がないまま新たに収支報告書を作成したことになる。よって市長は新たに公職選挙法185条違反を行った事になる」は論理飛躍があり認められない。「収支報告書」の記載事項は「会計帳簿」とほぼ同等であり、又、メモや記録があつて記載しているものと十分に思料される。 出納責任者は、証人尋問で、受け取った「記憶がない」と言及している。「受け取っていない」とは言及していない。市長は明確に「出納責任者に渡した」と明言しており、証言として強く、市長の見解を事実として採用すべきである。従って「出納責任者の意思はなく、皆川市長の主導により訂正を行ったことになり問題があった」などと、根拠もなく論理飛躍した判断は許されない。
14. 令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について（尋問番号6(1)(2)関連）	● P17、判断2行目 <u>選挙運動費用の収入に充てられたかどうかは不明であり、提出された「現金出納簿」は、信用性が高いとはいえない。</u> 選挙運動費用の収入確認はしておらず、根拠のない憶測に基づくものであり削除すべきである。 ● P17、判断13行目 <u>この時初めて（中略）実質的な作成者は皆川市長であったと考えられる。</u> となるが出納責任者に確認はしておらず、根拠のない憶測に基づくものであり削除すべきである。 ● P17、判断下から12行目 <u>訂正は公職選挙法第189条3項に反する</u> 及び 判断下から6行目 <u>そして、作成した（中略）新たな公職選挙法違反を構成する。</u> の部分は、選挙運動収支報告書の訂正自体を否定した文章となり意味不明な解釈による物であるため削除すべきである。 ● P18、判断8行目 <u>その訂正自体が正しものだったのか立証できるものではなく、訂正自体が正しいものだったか疑い</u>	弁護士に相談して、訂正し作成した収支報告書に対して「その訂正自体が正しいものだったのか立証できるものではなく、訂正自体が正しいものだった疑いが残る」などとするのであればそれ相応の反証できる根拠が必要だが、それが全く示されず、「疑いが残る」などとする判断は絶対に認められない。多数決でそれを良しと決めた委員長に対して強く抗議する。 ▽「復元して提出された「現金出納簿」は信用性が高いとはいえない。」とする論拠は確認できない。信用性が低いとする根拠はなく、この表現は認められない。 ▽出納責任者は受け取った「記憶はない」と発言している。それを「受け取っていない」と捉えることは飛躍しており市長は強く「提出了」と言及しているので断じて認められない。 ▽「数次にわたる訂正は公職選挙法第189条に反するものであり、このような行為は公職選挙法の趣旨を搖るがしかねない行為」としているが、「189条に反する」とする明確な論拠はない。論理飛躍であり認められない。

参考資料(4) 委員会としての判断に対する反対意見一覧表

事案	共産党市議団・市民フォーラム	市民の声・鶴岡
	<p>が残る。とあるが（第13回会議録 P28）皆川市長は「その後弁護士さんの方に相談いたしまして、この現金出納簿（中略）選挙運動費用収支報告書の訂正をしたというものであります」（第8回会議録 P34）出納責任者は「これについては専門家の方からの直接対面であっても、対面でも、きつく指導されましたので、自分としては納得して訂正の作業を行いました。」とあり、訂正自体が認められている現状を踏まえると、2回目に訂正を行い選挙管理委員会において受理されているものが正しいものであると判断する。</p>	
		<p>全体を通じて委員会審査の中、3つの「事実認定」を法的助言者から文言の確認、論理立てへのアドバイスがあったにも関わらず、議論不足、審議不十分の中、多数決で決定に踏み込み、歪曲された経緯がある。事実認定に対して、筋道を立てた論理構成と委員による総意による合意ではなく、多数決で歪められることは言語道断である。委員会の進め方、委員長の姿勢に大なる不信を抱いている。</p>

SDGs 鶴ヶ岡

- 新政公明が執筆した「委員会としての判断」の論理展開や表現の妥当性について、幾つかの項目で委員会で激しい議論がなされた。膨大な時間と経費を費やした百条委員会での成果が市民に適切に伝わるよう、議論の過程を反映した、バランスの取れた報告書に仕上げる必要がある。